

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための低所得者等に対する特別給付金の支給に関する法律案 概要

第一 趣旨

この法律は、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、社会経済情勢が著しく変化し、とりわけ、低所得者等が生活を維持することが困難となっている現状に鑑み、これらの者の生活を支援するための特別給付金の支給に関し必要な事項を定めるものとすること。

第二 特別給付金

1 特別給付金の支給

市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、この法律の定めるところにより、特別給付金を支給することができる。

2 特別給付金の支給対象者

- (1) 令和3年度分の市町村民税(特別区民税を含む。(1)において同じ。)が非課税の者又は免除された者(令和3年度分の市町村民税が課されている者の扶養親族等を除く。)
- (2) (1)の者のほか、令和3年の所得が(1)の者と同等の水準にある者として、市町村が認める者
- (3) (1)及び(2)の者のほか、政令で定める基準に従い、新型コロナウイルス感染症等の影響によって所得が減少したこと等により生活を維持することが困難になった者として、市町村が認める者

3 特別給付金の額

特別給付金の額は、支給対象者一人当たり10万円とすること。

4 特別給付金の迅速な支給の開始等

- (1) 市町村は、特別給付金の支給事務を行うに当たっては、低所得者等の生活を迅速に支援するため、支給対象者に対し特別給付金の支給がこの法律の施行後2月以内に迅速に開始されるよう努めるものとすること。
- (2) 市町村は、支給対象者に対し特別給付金の支給手続の実施等について周知するための措置その他特別給付金の請求に関し利便を図るための措置を適切に講ずるものとすること。

5 費用負担

特別給付金の支給に要する費用は、その全額を国庫が負担すること。

6 不正利得の徴収、譲渡等の禁止及び公課の禁止

不正利得の徴収、譲渡等の禁止及び公課の禁止についての規定を設けること。

第三 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。